

宍粟市総合計画審議会委員

	氏名	所属・役職等	備考
1	林 昌彦	兵庫県立大学 大学院 会計研究科 教授	会長
2	水谷 雄	宍粟市連合自治会 代表	
3	西林 長太郎	宍粟市社会福祉協議会 代表	
4	春名 玄貴	宍粟市消防団 代表	
5	平岩 直江	市内女性団体 代表	
6	上林 博幸	宍粟市連合PTA 代表	
7	三渡 圭介	宍粟市商工会 代表	
8	油田 久美子	市内有識者	
9	池谷 奈穂	市内有識者	
10	太田 幸四郎	市内有識者	
11	小池 時子	市内有識者	
12	壺阪 興一郎	市内有識者	
13	津和野 泰明	市内有識者	
14	春名 省吾	市内有識者	副会長
15	前野 佐和子	市内有識者	
16	宗接 和人	市内有識者	
17	小林 武美	一般公募者	
18	進藤 智彦	一般公募者	
19	春名 千代	一般公募者	
20	北條 克利	一般公募者	

*敬称略順不同

宍 企 第 1 9 1 号
平成 22 年 9 月 16 日

宍粟市総合計画審議会 会長 様

宍粟市長 田 路 勝

宍粟市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

標記のことについて、宍粟市総合計画審議会条例第2条の規定により、
宍粟市総合計画後期基本計画案について貴審議会へ諮問します。

平成 23 年 2 月 25 日

宍粟市長 田 路 勝 様

宍粟市総合計画審議会
会長 林 昌彦

宍粟市総合計画後期基本計画について（答申）

平成 22 年 9 月 16 日付け宍企第 191 号で諮問のあったことについて、当
審議会は、基本計画について慎重に審議した結果、別添計画案のとおり成
案を得ましたので、ここに答申します。

なお、市民主体のまちづくりを進めるために、本計画を市民に周知され
ることを期待します。

宍粟市総合計画審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 12 号

(設置)

第1条 宍粟市総合計画の策定に関し総合的かつ専門的に審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宍粟市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宍粟市総合計画の策定に関し必要な重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不相当であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年宍粟市条例第 45 号）に定める額とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

宍粟市総合計画後期基本計画策定経過

1. 宍粟市総合計画審議会の開催

	開催場所	開催日	主な審議内容
第1回 総合計画審議会	本庁舎	平成22年 9月16日(木)	後期基本計画(案)の諮問
第2回 総合計画審議会	センターいちのみや	平成22年10月 8日(金)	後期基本計画(案) 第1章～第6章の審議
第3回 総合計画審議会	市民センター波賀	平成22年10月29日(金)	
第4回 総合計画審議会	センターちくさ	平成22年11月12日(金)	
第5回 総合計画審議会	本庁舎	平成22年11月26日(金)	第2回～第4回までの審議の整理
第6回 総合計画審議会	本庁舎	平成23年 2月 7日(月)	パブリックコメントの整理
第7回 総合計画審議会	本庁舎	平成23年 2月25日(金)	後期基本計画(案)の答申

2. パブリックコメントの実施

対象	期間	受付件数
後期基本計画(案)	平成22年12月24日～平成23年1月24日	意見提出者数 3人 意見提出件数 15件

用語解説

あ行	
一次救急医療機関	外来診療によって患者の医療を担当する医療機関をいう。
一般財源	地方自治体の裁量によって使用できる財源のこと。
インターネット	世界各地に存在するコンピュータが相互に通信できるように繋ぎあわせる仕組み。
雨水幹線管渠	浸水被害の解消を図るために豪雨時に雨水を一時的に貯留する施設。
AED	自動体外式除細動器のこと。
NPO	「Non Profit Organization」の頭文字を取った略称で「民間非営利団体」のこと。

か行	
学童保育	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生1年生～3年生までの児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。
簡易水道事業	道管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が100人を越え5,000人以下であるものをいう。
行財政改革	時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方について見直しを行うとともに、財政運営の適正化・効率化を図っていくこと。
行政コスト	行政サービスを行うために必要な費用（コスト）を示したもの。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のこと。
限界集落	65歳以上人口が50%以上で高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態。のこと。
公営企業	上水道事業など地方公共団体が企業として経営する事業をいう。
公営事業会計	公営企業会計（上水道事業）、その他の公営企業会計（病院事業）、収益事業会計（簡易水道事業、国民健康保険事業など）のこと。
公債費	市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額のこと。
高速インターネット	インターネットに接続して、大容量のデータをスムーズに短時間で伝送するための仕組み。
交流インターンシップ	都市部の大学やNPO法人が中山間地域の集落において、まちづくりや地域再生に向けた活動を展開するために、都市と集落の交流を図る活動。
子ども110番の家	誘拐やわいせつ行為等の声かけ事案から子どもたちを守るため、教育委員会や小学校、PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニ等を緊急避難場所に設定し、子どもたちが声かけ事案等に遭遇した際の保護を求める場所のこと。

さ行	
再生可能エネルギー	自然界に存在する繰り返し起こる現象に由来したり、消費しても再生されるエネルギーやエネルギー源のことを指す。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、温度差などを利用したエネルギーがある。
財政収支見通し	将来の歳入と歳出の見通しのこと。
三次救急医療機関	二次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療機関をいう。
しーたん通信	行政情報や災害情報などを、市民に対して一斉に放送するサービス。放送内容や用途に応じて放送エリアを分けることができ、それぞれ個別放送することも可能。
市政モニター制度	市政に関する市民意識を把握し、広く市政運営に反映させるため、公募によるモニターさんからご意見やご提案をいただく仕組み。
しろうチャンネル	行政情報や災害情報などを、ケーブルテレビを使って住民に対して放送するサービス。
自治基本条例	自治体運営の基本的なルールや仕組みを定めた条例で市の最高規範に位置付けられる。
市民参画と協働	市民が市政に対して主体的に参加したり、まちづくりに相互に協力して取り組んだりすること。
集落営農組織	1集落もしくは水系で連担して結びつく数集落の範囲で、農用地の所有者・利用者が構成している地縁的な組織。
準限界集落	55歳以上人口が50%以上で現在は共同体の機能を維持しているが跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態。
上水道事業	水道事業のうち簡易水道を除いた給水人口が5,000人を越えるものを上水道事業という。
情報リテラシー	情報 (information) と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。
森林認証制度	持続可能な森林経営の基準・指標にしたがって森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度のこと。
人権尊重の精神の涵養	お互いの人権について、正しく理解し尊重し合う心を生涯にわたり、社会生活の中のあらゆる場で身に付けること。
人件費	職員等に支払われる勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費。委員報酬、職員給、共済組合負担金など。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混在して生育している森林をいう。
人事考課制度	職員の能力や業績等について評価し、昇格・昇任等に反映するとともに、職員ひとり一人の主体的な能力開発や業務遂行を促すことで人的資源の最大活用と組織全体の向上を図ることを目的とする制度。
しろう森林王国拠点エリア	自然資源の保全を基本に県民オアシスとして、都市住民が自然とふれあい、多様な交流を行う市内の4つの拠点のこと。 (山崎町…長水山、一宮町…千町、波賀町…東山、千種町…ちくさ高原)
生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。
セキュリティポリシー	企業や組織におけるコンピューターのセキュリティに関する方針や行動指針のこと。

た行	
棚田	傾斜地にある稲作地のこと。傾斜がきつい土地で、耕作単位が狭い田が規則的に集積し、それらが一望の下にある場合は千枚田（せんまいだ）とも呼ばれる。また、田んぼが段となって作られていることから、段々畑（だんだんばたけ）とも呼ばれている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤。
地域資源	地域内に存在するさまざまな素材、景観や史跡、固有の技術・情報、地域に住む人材等のこと。
地域包括ケアシステム	住みなれた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携してサービスを提供するシステム（仕組み）のこと。
地域包括支援センター	高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点。
中山間地域	一般的に、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域と定義されている。
DV	配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力（身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）のこと。
電子入札	国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行うシステムのこと。
特定健康診査	内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的とする健康診査のこと。

な行	
二次救急医療機関	入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関をいう。
認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援をする制度。
ノーマライゼーション	一般的には、高齢者や障害のある人など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行	
パブリックコメント制度	市の政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度。
BOD	生物化学的酸素消費量のこと。
P D C A サイクル	品質改善や業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり、「計画（P lan）」「実行（D o）」「評価（C heck）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくもの。

は行（つづき）	
フィルタリングサービス	携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイトなど子どもたちに好ましくないサイトへのアクセスを制限するサービスのこと。
複層林	一般的には、垂直方向に上層・下層など複数の樹冠層を有する森林のことをいい、スギ・ヒノキの単純一斉林を単層林と呼ぶのに対比して使われる用語として使われている。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な支援に要する経費のこと。
普通会計	公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。本市の普通会計は、一般会計と鷹巣診療所特別会計を統合した会計のこと。
保安林制度	水源をかん養し、土砂の流出を防ぐとともに景観や保健休養などの場となる重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などを制限する制度。

ま行	
木質バイオマス	バイオマスは木材、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。木質バイオマスは、そのうち宍粟市に豊富に存在する木材や森林資源に由来するものを指す。

や行	
遊休農地	耕作放棄地や不作付け地などにより遊休している農地。
U J I ターン	Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。 Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。 Iターンとは、主に都心で育った人が地方の企業に就職すること。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や性別、年齢、言語、文化などを問わず、すべての人にとって使いやすいように施設・製品・情報の設計（デザイン）すること。
幼保一元化	文部科学省管轄の幼稚園と厚生労働省管轄の保育所の枠組みを超えて、幼稚園と保育所とを統合しようという考え方。

ら行	
ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。
林地開発許可制度	森林の無秩序な開発を防止し、適正な利用を図るため、森林法に基づく林地開発許可制度が設けられている。
レファレンス	図書館利用者が何か調べたい時、図書館員が図書館の資料等を使って情報の提供や回答をすること。

